

事業報告書
(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 美崎ファミリークリニック
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
 ☒ その他
③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 大津市美崎町 2 番 2 2 号
- (3) 設立認可年月日 平成27年 3月 3日
- (4) 設立登記年月日 平成27年 3月19日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 美崎ファミ リークリニック 【大津から指定管理者 として指定を受けて管 理】	2510107150	大津市美崎町2番22号	[0]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 7年 6月30日 事業報告及び決算書類承認の件
- 令和 7年 6月30日 次年度収支予算案及び事業計画承認の件
- 令和 7年 6月30日 理事全員及び監事任期満了による改選の件

様式2

法人名 医療法人 美崎ファミリークリニック

※医療法人整理番号

所在地 大津市美崎町2番22号

財 産 目 録
(令和 8年 4月30日現在)

1. 資 産 額	459,101 千円
2. 負 債 額	9,985 千円
3. 純 資 産 額	449,116 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		384,260
B 固 定 資 産		74,841
C 資 産 合 計 (A + B)		459,101
D 負 債 合 計		9,985
E 純 資 産 (C - D)		449,116

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 美崎ファミリークリニック

※医療法人整理番号 0 0 4 5 6

所在地 大津市美崎町 2 番 2 2 号

貸 借 対 照 表
(令和 8年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	384,260	I 流 動 負 債	9,985
II 固 定 資 産	74,841	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	30,604	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	44,237	負 債 合 計	9,985
3 そ の 他 の 資 産		純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	25,477
		II 積 立 金	423,639
		(うち代替基金)	
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	449,116
資 産 合 計	459,101	負 債 ・ 純 資 産 合 計	459,101

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 美崎ファミリークリニック

※医療法人整理番号 0 0 4 5 6

所在地 大津市美崎町 2 番 2 2 号

損 益 計 算 書

(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	186,776
2 事業費用	150,897
本来業務事業利益	35,879
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	35,879
II 事業外収益	2,180
III 事業外費用	0
経常利益	38,059
IV 特別利益	3,468
V 特別損失	0
税引前当期純利益	41,527
法人税等	10,526
当期純利益	31,001

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 美崎ファミリークリニック
理事長 樋口 博一 殿

私は、医療法人 美崎ファミリークリニックの令和 7 会計年度（令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 28 日

医療法人 美崎ファミリークリ
監事 原田 嘉美